

議案第38号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年6月11日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）報酬			別表第1（第2条関係）報酬		
職名		報酬額	職名		報酬額
農業委員会	会長	月額 41,300 円	農業委員会	会長	月額 39,300 円
	職務代理	〃 32,000 円		職務代理	〃 30,400 円
	委員	〃 26,800 円		委員	〃 25,500 円
教育委員会	委員長	〃 41,300 円	教育委員会	委員長	〃 39,300 円
	委員	〃 26,800 円		委員	〃 25,500 円
以下 略			以下 略		

第2条 日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）報酬			別表第1（第2条関係）報酬		
職名		報酬額	職名		報酬額
略			略		
監査委員	代表	日当 8,700 円	監査委員	代表	日当 7,200 円
	議員	〃 7,200 円		議員	〃 5,600 円
以下略			以下略		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、当該各号に掲げる日から適用する。

- (1) 第1条の規定 平成25年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成26年4月1日